

# 「サプリメント」の範囲のイメージ（案）

令和8年6月9日  
新開発食品調査部会  
資料 1 - 2

※厚生労働省厚生科学審議会等の議論を踏まえて今後変更があり得る。

一般食品                      栄養機能食品                      機能性表示食品                      特定保健用食品                      医薬品



# 「サプリメント」の定義と規制内容のイメージ（案）

※厚生労働省厚生科学審議会等の議論を踏まえて今後変更があり得る。

定義	規制内容	
	GMP	健康被害報告 業許可等
<p>①通常の食事による栄養摂取又は生理機能の調節を補助することが目的とされる食品であって、</p> <p>②当該食品に含まれる成分の一部又は全部が製造工程において濃縮されたもの、錠剤、カプセル剤、液剤、粉末剤等の摂取の容易な形状であるものその他過剰摂取のおそれのあるもの</p>	<p>(錠剤、カプセル剤等食品)</p> <p><b>GMPを義務化</b></p> <p>(錠剤、カプセル剤等食品以外のもの) 当面の間、GMPの遵守義務の対象から除外</p>	<p>厚労省と 連携して検討</p>

※表示規制については別途検討を行う。